

# 関東森林管理局樹木採取権制度説明会における質問及び回答

開催日：令和3年8月20日（金）

| 番号 | 資料名               | 項    | 項目        | 質問内容  | 回答  |
|----|-------------------|------|-----------|---|---|
| 1  | 樹木採取権制度について       | P 7  | 樹木採取権者の選定 | 樹木採取権者の選定について、評価項目で価格点が100点、加算点が100点、減点が30点とあるが選定者はトータルの点数で決まるのか。   | 合計点の高い者が選定されます。   |
| 2  | 〃                 | P 8  | 権利設定料、樹木料 | 権利設定料と樹木料はいつ示されるのか。   | 権利設定料は公募時に示します。樹木料は実行する前年度に実行計画を提出していただき、それに基づき伐採する予定時期の2～3ヶ月前までの間に樹木料を提示します。   |
| 3  | 〃                 | P 8  | 権利設定料、樹木料 | 申請額とはどのようなものか。  | 申請者が基礎額算定林分を見て、その林分の立木代として算出していただくものです。   |
| 4  | 〃                 | P 8  | 権利設定料、樹木料 | 樹木料評定額の算定方法は立木販売における予定価格の算定方法と同じなのか。                                | 樹木料評定額は予定価格と言ったものではなく、国が競争入札によって立木販売した場合にどの程度の値段で落札されるのかを想定した金額であるため、樹木料評定式を用いた算定方法は立木販売における予定価格の算定方法とは異なります。   |
| 5  | 〃                 | P 17 | 実行計画      | 年度計画の箇所は、採取開始から搬出完了までをその年度内で終了させると言うことでしょうか。年度を跨いで作業をしてはならないのでしょうか。 | 採取できる期間は実施契約の末日との関係もあるが、最長3年としており必ずしもその年で伐らなければならないということではありません。  |
| 6  | 関東1茨城徳田樹木採取区の公告縦覧 | 別紙4  | 林道等の状況一覧表 | 林道の維持、修繕はどのような扱いになるのか。  | 林道等の維持・修繕は国の負担で行いますが、樹木採取権者が林道等を損傷させた場合は、樹木採取権者の負担で修繕していただくことになります。   |
| 7  | —                 | —    | 全般        | 採取期間が長い場合、その途中で災害等があった場合の扱いはどうなるのか。                                 | 災害等により、やむを得ず採取できなくなった場合には、一部放棄ができその分に相当する権利設定料が返還されます（樹木料を納付済の場合は、樹木料も返還されます。）。   |
| 8  | —                 | —    | 全般        | 申請書の様式は示されているのか。  | 公募時にも示しますが、林野庁のホームページに全局の標準例で示されています。申請書様式については、以下の林野庁HPの関係通知の別紙8に添付されていますので以下のアドレスからご覧いただけます。<br><a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori_ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyuken-30.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori_ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyuken-30.pdf</a> |